

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年（令和5年）December 12月号

令和5年度年末年始無災害運動について



竜宮円設（フラワーパークかごしま：指宿市山川）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和5年度年末年始無災害運動について	2
「令和5年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	3
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました	4
年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について	5
災害に学ぶ ～高齢労働者の労働災害について～	6
キャリアアップ助成金（年収の壁対策）のご案内	7～10
労務管理あれこれ	
～パートタイム労働者の年休どうなる～	11

県内の雇用失業情勢について	12
令和5年10月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	13
12月は職場のハラスメント撲滅月間です	14
腰痛・肩こり予防対策セミナーのご案内	
～さんぽセンター～	15
ゼロ災運動K Y Tトレーナー研修会のご案内	16～17
令和6年1月の講習開催のご案内	18
令和5年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	18

さくらじま

コロナ禍で『安・近・単』のレジャーが注目された。先取りした訳ではないが、懐事情もあり、自宅から近く、料金も安く、そして簡単に行ける「イカダ釣り」を楽しんでいる。

利用しているのは、全長42m、幅10m、50名程乗れる大きなイカダで、鯿・鯖はもちろん、鯛、鯉、鰻など魚種は豊富だ。釣果の写真も貼られ、定期的に更新されている。一度は貼られてみたい。

たまにイルカウォッチングにも恵まれる。大喜ぶする子供達の傍から、ため息とほやきが聞こえるが、私の釣果に影響はなく、釣れなかった時の良い言い訳ができたと思っている。

ポイントの移動ができないため、暇な時が多いが、桜島や海面を漂う海鴨、カモメやトンビを眺めているだけで気分転換になる。竿先が海中に沈むくらいの当りがあると、嫌なこと一瞬で忘れる。

ワーク・ライフ・バランスが謳われて久しいが、釣りを始めて、気持ちの切り替えができるようになった。釣れなかったときは「運を使わなくて良かった」と思っている。でも、運が貯まりに貯まったので、使ってみたいと思う時もある。

12月に入り寒さも厳しくなってきたが、もっと冷たい視線に耐え、防寒着を着込み、魚との熱い闘いで、心身ともに充電をしよう。

令和5年度 年末年始無災害運動

年末年始無災害運動標語

健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

実施期間：令和5年12月1日～令和6年1月15日

主唱者：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中で大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



「令和5年度年末年始無災害運動」 図書・用品のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、令和5年12月1日から令和6年1月15日まで、『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』を標語として、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を高めるため、中災防用品の販売を行うことにしていますので、ご活用下さいませようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取り組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電 話 099-226-7427

FAX 099-226-7429

◇川内支部

電 話 0996-25-1377

FAX 0996-41-3936

◇鹿屋支部

電 話 0994-40-9055

FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電 話 0995-63-1030

FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電 話 0993-58-2183

FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電 話 099-472-4877

FAX 099-472-4833

◇大島支部

電 話 0997-53-5487

FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電 話 0997-22-2736

FAX 0997-22-2731

第53回 年末年始無災害運動

2023/12/1 - 2024/1/15 11月1日より販売開始

主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始無災害運動スローガン

健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

干支 No.550 定価308円

風景 No.548 定価308円

着物 No.546 定価385円

子供 No.551 定価308円

当シタ親 No.549 定価308円

声に出して災害ゼロ No.552 定価308円

令和6年 年間標語 (カレンダー) No.552 定価308円

JISHA 中災防

第53回 年末年始標語のぼり

2023-2024 健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

第53回 年末年始無災害運動標語

No.603 定価2,860円

●サイズ：H2.3×W0.7m

●材質：ポリエスチル

●4隅にハトメ・ヒモ付

年末年始無災害運動のぼり (防水用紙)

年末年始無災害運動

社名印能不可

特大 No.604 定価407円

●サイズ：H1.4×W0.5m (用紙を2分割にしてお掛けします)

大 No.605 定価253円

●サイズ：H1.09×W0.38m

小 No.606 定価198円

●サイズ：H0.93×W0.2m

年末年始無災害運動のぼり

無災害でいこう 年末年始

定価2,530円 ●材質紙 ●4隅にハトメ・ヒモ付

No.607 ●サイズ：H2.3×W0.5m

No.608 ●サイズ：H2.3×W0.7m

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、「自動車（新車）小売業最低賃金」については、下表のとおり、「自動車（新車）小売業最低賃金」については43円引上げの時間額945円に改正されました。

改正されなかった、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、令和5年10月6日より鹿児島県最低賃金額897円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページでは、最低賃金についての一覧表や時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法など最低賃金に関する資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、賃金引上げに『業務改善助成金』をご活用ください。

★ 地域別最低賃金

	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県最低賃金	897円	令和5年 10月6日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
自動車（新車） 小売業	945円	令和5年 12月24日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	897円		左記の最低賃金は、令和5年度は改正がありません。 このため、 令和5年10月6日から 鹿児島県最低賃金897円 以上の支払いが必要となります。
百貨店、 総合スーパー	897円		左記の最低賃金は、令和5年度は改正がありません。 このため、 令和5年10月6日から 鹿児島県最低賃金897円 以上の支払いが必要となります。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。

地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

《業務改善助成金のワンストップ窓口》

鹿児島働き方改革推進支援センター （電話）0120-221-255

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島県内の本年1月から10月までの労働災害の発生状況をみると、全産業の死傷者数（休業4日以上）は**1,683人（コロナ除く、前年同期1,545人）**、死亡者数は**12件（対前年同期比+3人）**となっています。

建設業に注目すると死傷者数（コロナを除く休業4日以上）は228人（対前年同期比+12人）と増加、死亡者数は3人（対前年同期3人）と同数であるが、依然として重篤災害の発生率が高い業種となっています。

年末年始は慌ただしい時期であり、作業内容や生活のリズムが変わる傾向にあることから、建設業の労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管内の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉集中立入調査を実施するものです。

2 実施期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「三大災害」の中でも、墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害の発生するおそれのある現場に対して次の事項を重点的に指導することとしています。

＜墜落・転落災害の防止対策＞

足場の組立て等による安全な作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具の使用、開口部等への囲い・手すりの設置等

＜建設機械災害の防止対策＞

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保等

＜土砂崩壊災害の防止対策＞

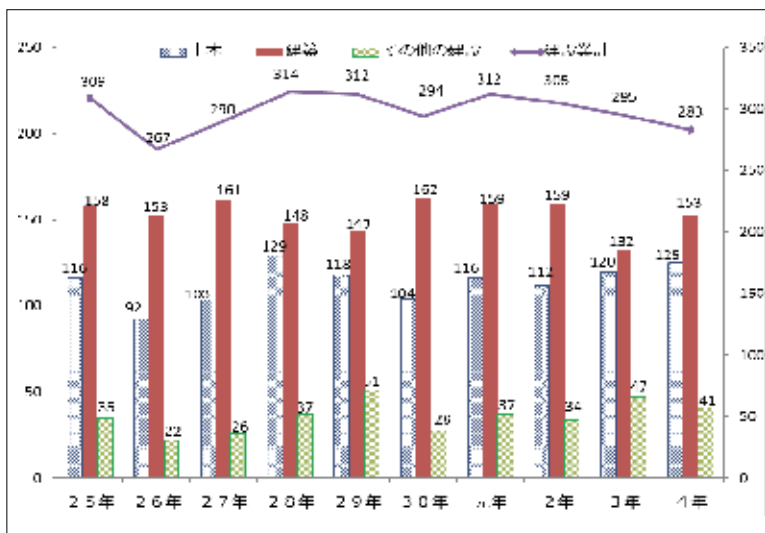
掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止め支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

令和4年・5年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	令和5年		令和4年		増減	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全 業 種	1,683	12	1,545	9	138	3
建 設 業	228	3	216	3	12	0
土木工事業	84	1	94	1	-10	0
建築工事業	100	1	98	1	2	0
その他の建設業	44	1	24	1	20	0

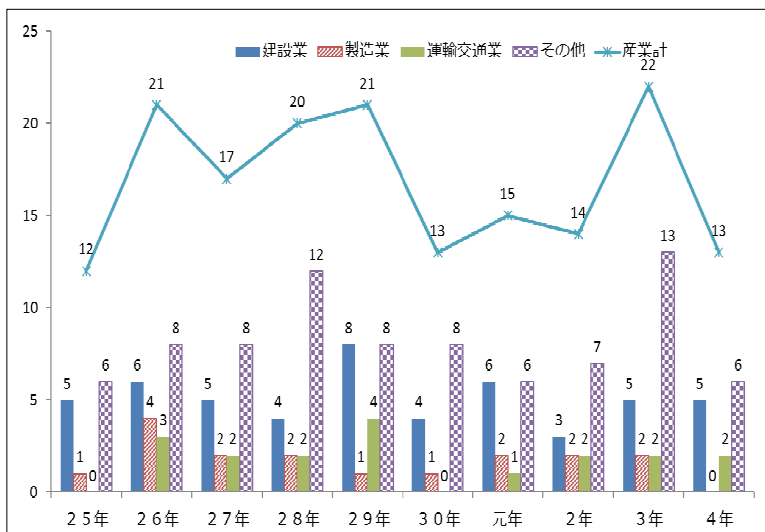
*上記には、新型コロナウイルス感染症り患者を除いている。

労働災害発生状況（建設業）



※3年、4年は新型コロナウイルス感染症り患者を除いている。

死亡災害の推移



災害に学ぶ 高年齢労働者の労働災害について

鹿児島労働局健康安全課

はじめに

鹿児島県内における新型コロナウイルス感染症を除く「令和4年の休業4日以上労働災害による被災者数」は、2,090人であり、そのうち60歳以上の高年齢労働者は、720人で全体の34.4%を占めています。

また、死亡災害については、13人の方がお亡くなりになっており、そのうち60歳以上の方は5人で、全体の38%を占めています。

これらの数値は、高年齢労働者の増加傾向に伴い、労働災害の発生も増加していることを示しています。今回は、昨年発生した事例をもとに、高年齢労働者の労働災害防止について考えてみます。

労働災害の発生状況

レストランに勤務する被災者（83歳、女性）が、厨房のモップ掛けのため、モップとモップバケツを持ち厨房への狭い通路を急ぎ足で移動していたところ、通路端で朝の仕込み作業をしていた他の作業者にモップバケツが当たりそうになったため避けたが、目測を誤り近くの作業台にモップバケツを当ててしまい、その反動で支えきれなくなったモップバケツを左足甲に落とし、休業3か月の骨折を負いました。

被災者は販売・調理補助で、経験年数は11年ありました。

発生原因等の推察

被災者は高齢ではありますが、経験年数は当事業場だけでも11年あり、ベテランといえます。

ベテランの労働者が、なぜ労働災害にあったのでしょうか。

年齢を重ねるほど①視認性の低下、②身体空間的位置関係の認識力の低下、③反応速度の低下等が見られると言われています。そのため、①見えていなかった、②見えていたが通れると思った、③よけたつもりだったが、当たった等様々なケースがあります。しかし、この問題を個人の問題として片付けてはいけません。周辺の環境にも原因はあると思われます。

まず一つは、移動していた通路はどんなところだったかということです。そもそもの原因は、モップバケツが他の作業者に当たるのを避けようとして、目測を誤り近くの作業台にモップバケツを当ててしまったことですが、被災者が移動していた通路は、それぞれの作業者がそれぞれの仕事をするのに邪魔にならないような十分な幅員が確保されていたかどうかです。

次に、それぞれの朝の業務の連絡調整はどうなっていたかということです。どうしても十分な通路の幅員を確保できないとするならば、作業の時間差を設ける、お互いに声かけをして互いの仕事を意識するなどの必要があるのではないのでしょうか。

さらには、安全教育はどうなっていたかということです。雇入れ時は新人としてある程度の教育はされるのですが、一回きりでよかったのでしょうか。定期的に教育を実施し、それが生かされていることを確認する必要があります。

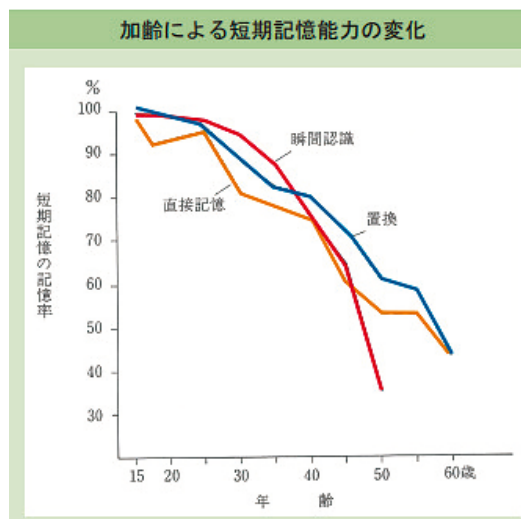
おわりに

高年齢労働者の占める割合が増加傾向にある労働環境には、それに対する一定の配慮が必要となります。

健康寿命という言葉があり、幾つまで働けるかは人それぞれですが、働く限りは皆健康で安全に働きたいはずです。

足元から物を持ち上げるのと、腰のあたりから持ち上げるのでは回数・回数が重なるほど体への負荷は違います。

記憶力では、長い年月をかけて蓄積した「いわゆる長期記憶」は、加齢による影響は受けにくい一方で、「いわゆる短期記憶」は、加齢に伴って低下する傾向にあり、新しいことを覚えにくくなります。

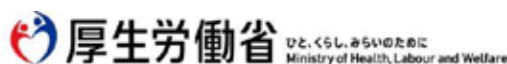


また、まったく同じような災害でも、若い労働者は1週間から10日の休業で済むのに対して、高年齢労働者であれば完全復帰まで1か月から2か月かかったりします。その間の業務運営が1名減となり、人手不足に拍車をかけることになるかもしれません。

高年齢労働者にやさしい職場環境は、すべての労働者にやさしい環境となります。また、このことはすべての労働者の健康と安全のためにも重要であり、会社の安定経営のためにも必要なことです。

今現在、エイジフレンドリー対策を進めていますが、この機会に高年齢労働者の労働災害防止に再度取り組んでみてはいかがでしょうか。

事業主の皆様へ



年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
 ○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
 ○支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、
 ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
 ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
 キャラクター「ハゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう
 手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として
 社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

		R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会 保 険 の 加 入 時 期	R5 10月	★ 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	11月	★ 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	12月	★ 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
R6 1月	★ 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
キャリアアップ 計画書																

- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
 (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

本助成金の
支給要件には
該当しません。

※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。

※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局までお問合せください。



厚生労働省公式HP

配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

いわゆる「年収の壁」対策

- 今年は**30年ぶりの高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

[詳細はこちら](#)

「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

配偶者手当を支給する企業は減少傾向なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

4ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう

Step 1

賃金制度・人事制度の見直し検討に着手

まずは、他社の事例※も参考に自社の案を検討

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P30をご覧ください

Step 2

従業員のニーズを踏まえた案の策定

アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく

Step 3

見直し案の決定

〔決定の過程での留意点〕

- ・ 労使での丁寧な話し合い
- ・ 賃金原資総額の維持
- ・ 必要な経過措置

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P8やP30を参考に、従業員の納得感があるものにしましょう

※留意すべき法律や判例についてはP12以降をご参考ください

Step 4

決定後の新制度の丁寧な説明

見直しの影響をうける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。



労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

パートタイム労働者の年休どうなる

（Ｑ）当社は、従業員20人の小売業です。現在、従業員のうちの3割強がパートタイム労働者となっています。労働基準法ではパートタイム労働者にも年休を与えなければならないということを聞きました。この場合、日数は何日与えなければならないのでしょうか。

当社の場合、パートタイム労働者の勤務は、1日5時間と6時間の2とおりがあり、勤務日では週3日と4日の2タイプがあります。

通常の労働者の日数に合わせ比例付与

（Ａ）年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことで、労働基準法第39条で定められています。

パートタイム労働者といっても労働基準法上の労働者ですから、同法が適用されるのは間違いありません。労働基準法第39条第3項では、パートタイム労働者など通常の労働者に比べ所定労働日数などが相当程度少ない労働者に対する年休の比例付与制度が定められています。

法第39条第3項を受けた労働基準法施行規則第24条の3では、パートタイム労働者など年休の比例付与の対象者を、①1週間の所定労働日数が4日以下、または②1年間の所定労働日数が216日以下の労働者（ただし、週所定労働時間が30時間以上の者は除く）、としています。

したがって、これに該当する者は比例付与の対象となりますが、パートタイム労働者であって1日の所定労働時間は短くても週5日以上働いている者や、週4日以下であっても週の所定労働時間が30時間以上の者は比例付与の対象ではなく、表1に示す通常の労働者と同じ日数の年休を付与しなければなりませんので、注意が必要です。

表1

雇入れの日から起算した勤続期間	付与される休暇の日数
6か月	10日
1年6か月	11日
2年6か月	12日
3年6か月	14日
4年6か月	16日
5年6か月	18日
6年6か月以上	20日

ご質問にたち返りますと、パートタイム労働者といえども年休を付与しなければなりません、その日数は通常の労働者とは同じではありません。貴社のパートタイム労働者の勤務日数をみますと、日数の多い人でも週4日以下ですので、全員が比例付与の対象者ということになります。そこで、6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したパートタイム労働者やその後1年継続勤務し、8割以上出勤したパートタイム労働者に対しては、それぞれの1週間の所定労働日数の区分に応じて、表2に示す所定の年休日数を付与しなければなりません。

表2

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年）							
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15	
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11	
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7	
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3	

また、年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

このため、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先（公社）鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係まで TEL099-226-3621

※受講希望者が多いときは、臨時に講習を計画する場合があります。開催日はWeb案内でお知らせします。

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
令和6年 1月16日～17日	12月13日～12月15日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	12月19日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください
令和6年 3月12日～13日					

医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆様へ

鹿児島労働局需給調整事業室

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、鹿児島労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。

- 手数料を必ず明示する。
- 自らの紹介により就職した人（無期雇用契約に限る）に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない。
- 「祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない。

ご相談・お問い合わせは、需給調整事業室（☎099-803-7111）まで

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年9月分】

県内有効求人倍率	1.20倍（前月比0.01P増加）
全国平均有効求人倍率	1.29倍（前月と同水準）
県内正社員有効求人倍率	1.05倍（前年同月比0.08P減）
全国正社員有効求人倍率	1.02倍（前年同月比 増減なし）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）】

<人材育成メニュー>

就職が困難な方を未経験の職種で「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると通常の1.5倍の助成金が受けられます（「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成額となります）。

※ 人材開発支援助成金を活用した訓練を行い、当該訓練と関連した業務に従事させる必要があります。

※ 第1期支給申請時に「賃金引上げ計画書」を提出する必要がある、計画期間（最大3年）内に、採用時の「毎月決まって支払われる賃金」が5%以上引き上がっていることが必要です。

ご相談や詳細確認は、鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）または各ハローワークへお問い合わせください。



令和5年10月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
業種	年	令和5年 (10月末)		令和4年 (同月末)		対前年		
						増減数		増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数 死亡者数
全産業		1,683	12	1,545	9	138	3	8.9% 33.3%
1 製造業		341	3	294	0	47	3	16.0%
1 食料品製造業		196	2	175		21	2	12.0%
4 木材・木製品製造業		15		20		-5		-25.0%
9 窯業土石製品製造業		19		14		5		35.7%
11～12 金属製品製造業		24		18		6		33.3%
13～15 機械機具製造業		34		24		10		41.7%
上記以外の製造業		53	1	43		10	1	23.3%
2 鉱業		9	0	5	0	4		80.0%
3 建設業		228	3	216	3	12		5.6%
1 土木工事業		84	1	94	1	-10		-10.6%
2 建築工事業		100	1	98	1	2		2.0%
3 その他の建設業		44	1	24	1	20		83.3%
4 運輸交通業		165	1	157	1	8		5.1%
1 鉄道・航空機業		3		3				0.0%
2 道路旅客運送業		12		5		7		140.0%
3 道路貨物運送業		150	1	148	1	2		1.4%
4 その他の運輸交通業				1		-1		-100.0%
5 貨物取扱業		15	0	23	0	-8		-34.8%
1 陸上貨物取扱業		8		6		2		33.3%
2 港湾運送業		7		17		-10		-58.8%
6 農林業		88	1	81	2	7	-1	8.6% -50.0%
1 農業		51		39		12		30.8%
2 林業		37	1	42	2	-5	-1	-11.9% -50.0%
7 畜産・水産業		75	0	93	1	-18	-1	-19.4% -100.0%
8 商業		212	1	214	2	-2	-1	-0.9% -50.0%
1 卸売業		29		28	1	1	-1	3.6% -100.0%
2 小売業		165	1	162		3	1	1.9%
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%
4 その他の商業		17		22	1	-5	-1	-22.7% -100.0%
9 金融・広告業		14	0	13	0	1		7.7%
11 通信業		21	0	17	0	4		23.5%
12 教育・研究業		19	0	22	0	-3		-13.6%
13 保健衛生業		279	0	231	0	48		20.8%
1 医療保健業		116		92		24		26.1%
2 社会福祉施設		153		135		18		13.3%
3 その他の保健衛生業		10		4		6		150.0%
14 接客娯楽業		78	1	72	0	6	1	8.3%
1 旅館業		19	1	18		1	1	5.6%
2 飲食店		44		37		7		18.9%
3 その他の接客娯楽業		15		17		-2		-11.8%
上記以外の事業		139	2	107	0	32	2	29.9%
10 映画・演劇業		1		0		1		-
15 清掃・と畜業		75		57		18		31.6%
16 官公署		2		2				0.0%
17 その他の事業		61	2	48		13	2	27.1%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		158	1	154	1	4		2.6%
第三次産業（8～17）		762	4	676	2	86	2	12.7% 100.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。



12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント



お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室
(099)223-8239

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

腰痛・肩こり 予防対策セミナー

職場における腰痛の発生要因には、腰部に過度の負担を加える動作要因や、腰部への振動・温度等の環境要因、職場の対人ストレス等による心理的要因等があります。

また、デスクワークや長時間のスマホ利用による長時間の同一姿勢や姿勢の悪さからも、肩こり等の不調を引き起こし、労働生産性の低下に繋がることもあります。

今回当センターでは、労働者の健康保持増進の取り組みの参考としていただきたく、事業場で使える実践的な内容のセミナーを開催することとしました。皆様のご参加をお待ちしております。

日 時：令和6年1月30日（火）14時～16時

会 場：鹿児島県医師会館 中ホール2（鹿児島市中央町8-1）

内 容：第1部 「労働者の作業行動を起因とする労働災害の現状等」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

第2部 「姿勢の歪み改善～首こり肩こり腰痛予防対策で生産性アップ～」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター

産業保健相談員（健康運動指導士） 高司 佳代

対 象 者：事業主、安全衛生担当者など

定 員：30名

申込方法：HPメールフォームなど

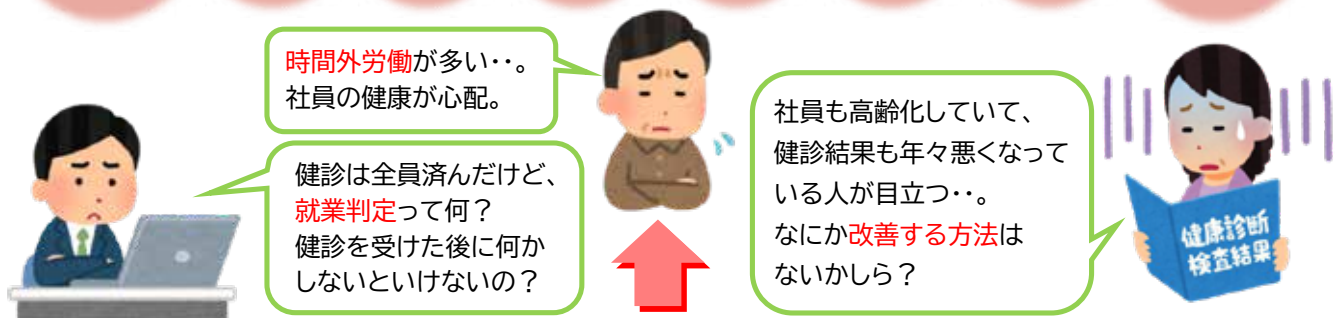
申込期限：

令和6年1月22日（月）

お申し込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/gFqY/>

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場の皆様！
職場における健康づくりでお困りではありませんか？



地域産業保健センター（地さんぽ）が無料で健康づくりのお手伝いをします！

お 申 込 窓 口	■ 鹿児島地域産業保健センター	☎ 099-226-3801	■ 南薩地域産業保健センター	☎ 0993-53-7601
	■ 北薩地域産業保健センター	☎ 0996-21-1900	■ 曽於地域産業保健センター	☎ 099-482-0234
	■ 鹿屋・肝属地域産業保健センター	☎ 0994-40-5441	■ 大島郡地域産業保健センター	☎ 0997-53-1993
	■ 始良・伊佐地域産業保健センター	☎ 0995-42-9913		

問合せ先：鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002

HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会**（危険予知訓練）**

令和5年度

**基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内****トレーナー研修会**

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけなくと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

【日 程】 令和6年1月30日（火）～31日（水） 2日間**【時 間】 9時00分から17時00分まで（受付開始8時30分～）****【会 場】 オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12****【対象者】 職場の監督者、安全衛生スタッフ等****【内 容】 危険予知訓練活用技法（実技）**

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、KYTトレーナー演習などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

【定 員】 36名（参加者をチーム別に編成して討議します。）**参 加 要 領****●参加費**

区 分	基本金額	備 考
会員（注1）	26,730 円	参加費は1名分で資料代、消費税10%を含みます。 （昼食は各自準備願います。）
一般（非会員）	29,700 円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

●修了証：閉会時に修了証をお渡しします。**●申込締切日：**12月25日（月）まで（期限までに定員になりました場合には締切ります）**●申込方法**

① 「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。

参加証は開催日10日前頃送付いたします。

② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。**●振込先**

取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店
普通預金 口座番号 1163225
口 座 名 中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。

① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%

② 開催当日は、参加費の100%

●振込先の所在地等

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664

会場MAP

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込み専用メール

info-kenshu@kakikyo.or.jp

(申し込み専用FAX)

(FAX 099-226-3622)

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望日	令和6年1月30日・31日			事業場規模	☐ 50人未満	☐ 50～99人
ふりがな					☐ 100～299人	☐ 300人以上
事業場名				業種		
所在地	〒 (-)			会員について		
				☐ 非会員（一般） ☐ 会員（鹿児島県労働基準協会会員 又は中災防賛助会員）		
連絡担当者	フリガナ	所属		役職		
	氏名	電話		FAX		
	E-mail					
参加者	フリガナ		所属・役職名	年代をご記入ください。	No	
	氏名	男・女		☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上		
	フリガナ		所属・役職名	年代をご記入ください。	No	
	氏名	男・女		☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上		
	フリガナ		所属・役職名	年代をご記入ください。	No	
	氏名	男・女		☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上		
参加料は 月 日 ¥ 円 ☐ 銀行振込 ☐ 現金書留			※振込手数料はご負担をお願いします。	請求書・領収書	受付	参加証
				☐ 請求書必要 ☐ 領収書必要		

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することがあります。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

☐同意しない

令和6年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	1/9～11	12/4～8	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円
				【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 1/15～19	12/11～15	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円
		【科目免除者】 1/15～16		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円
	玉 掛 け	1/22～24	12/18～22	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円
	不 整 地 運 搬 車 運 転	1/22～23	12/18～22	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者
特 別 教 育	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/29～2/2	12/18～22	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円
		【科目免除者】 1/29～30		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
	フルハートネス型 墜落静止用器具	1/9	12/4～8	会員 10,725円 一般 11,825円
そ の 他	アーク溶接等	1/16～18	12/11～15	会員 18,810円 一般 22,110円
	クレーン運転	1/29～30	12/18～22	会員 17,160円 一般 20,460円
	安全管理者選任時研修	1/11～12	12/4～8	会員 17,050円 一般 21,450円
	職 長 教 育	1/25～26	12/18～22	会員 12,980円 一般 16,280円

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。

令和5年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

令和5年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。
本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。
事業者におかれましては、令和6年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。
この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。
なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和6年2月21日（水）13：30～
場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町）
参加費：無料
対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。
内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）